

季節性インフルエンザによる出席停止扱いについて

群馬県立女子大学学長

本学では、季節性インフルエンザにより出席停止となった学生が登校を再開する際に、医師の治癒証明書をいただいていたが、令和2年から令和3年における季節性インフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、大学への提出書類をこの用紙による報告に変更いたします。

季節性インフルエンザと診断された場合は、氏名の記載された薬剤の説明書や検査結果・診療の説明書等、インフルエンザに罹患したことがわかる書類の写しとともに、下記を記入し、大学事務局学生係に提出してください。

発熱症状出現日(発症日)を0日として、その後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止となります。

群馬県立女子大学 学長 様 季節性インフルエンザ罹患届

私は下記医療機関を受診し、季節性インフルエンザの診断を受け、下記の経過を経て治癒したことを報告します。

受診日 令和 年 月 日

受診医療機関

診断名 インフルエンザ A型 B型 不明 (該当するものに)

発症日	月 / 日	出席停止期間	月 / 日	熱が下がった日
0日目	/		0日目	
1日目	/		1日目	
2日目	/		2日目	
3日目	/		3日目	
4日目	/			
5日目	/			
6日目	遅いほうが登校可能日			

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 学籍番号 氏名

季節性インフルエンザに罹患したことがわかる添付書類(要提出・写し可)

当てはまる書類にの上、必ずこの届とともに提出してください。

氏名の記載がない書類は無効です

薬剤の説明書 検査結果・診療の説明書 その他()

群馬県立女子大学は、原則として、本証明書で報告された情報を第三者へ開示いたしません。ただし、学内集団感染等で緊急を要する場合、法令に基づく場合、学生の生命・身体を保護するために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である時はこの限りではありません。